第千三百三十八号

日

四五七

見久上県 堂保条道 線絵宮島

(一五メートル) 保交差点左折導流部) 保交差点左折導流部) 韮崎市穂坂町宮久保六

車両

へ北車終か両と

南行

韮 崎

四年八 一号

を

月 曜

平成十四年 十一月二十五日

公安委員会 目 示 次六一九

告 示

山梨県告示第四百八十一号

第四条第一項の規定によるみつばち等の移動を禁止する区域の指定(平成十四年山梨県 山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)

平成十四年十一月二十五日

告示第四百十九号)は、

解除する。

山梨県知事 天 野

建

公安委員会

山梨県公安委員会告示第七十一号 信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委

日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則 (昭和三十五年山梨県公安 員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、 関係道路標識等が設置又は撤去された

委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。

平成十四年十一月二十五日

Щ

梨 県

公

報

第千三百三十八号

平成十四年十一月二十五日

別表第四中

山梨県公安委員会

委 員 長 古 屋 忠 彦

四六〇	四 五 九	四五八	四五七
り側部道梨(中府県 線道区路環新道玉道)上間南状山線穂甲	り側部道梨(中府県 線道区路環新道玉道)下間南状山線穂甲	り側部道梨(中府県 線道区路環新道玉道)上間南状山線穂甲	見久上県 堂保条道 線絵宮島
) また(内田正文方北側 大・田田正文方北側 大・田田正文方北川番地 大・田田正文方北側 大・田田正文方北側 大・田側 大・田田正文方北側 大・田側 大・田側 大・田側 大・田側 大・田側 大・田側 大・田側 大・田側 大・田側 大・田側 大・田町 大 田町 大 田 大 田 大 田 大 田 大 田 大 田 大 田 大 田	トル) 郡玉穂町極楽寺二九〇メー 開)まで(二六〇メー で(二六〇メー 上ル) で(二六〇メー に、一角田総 中巨摩郡玉穂町極楽寺	中巨摩郡玉穂町極楽寺中巨摩郡玉穂町極楽寺ー六ー	(一五メートル)保交差点左折導流部)保交差点左折導流部)韮崎市穂坂町宮久保六
車両	車両	車両	車両
へ西車 終か両 日ら進 東行	へ東車 終か両 日ら進 西行	へ西車 終か両 日ら進 東行	へ北車 終か両 日ら進 南行
府南 甲	府南 甲	府南 甲	韮崎
告 平成 一 平成 一 四 七 一 四 七 一 四 七 一 四 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日	告示第二二年 一月二五日 七一号	告示第二年 一月二五日 七一日 号	告示第四一号 明成一四年八
	り線) り線) りりり 中巨摩郡玉穂町成島一 車両進行 南甲 平成一四年県道甲 中巨摩郡玉穂町成島一 車両進行 南甲 平成一四年県道田 中巨摩郡玉穂町成島一 車両進行 南甲 平成一四年	リ線) 中巨摩郡玉穂町極楽寺 車両 車両進行 南甲 平成一四年 関道日 ・ 一月二五日 ・ 一月二五日 ・ 一月三五日 ・ 一月二五日 ・ 一月三五日 ・ 一月三五日 ・ 一月二五日 ・ 一月 ・ 一	り側部道路 () は ()

								_¬ を			1	<u>ات</u>			١.
四			四			四	四			四	別表	に改める。	<u> </u>	<u> </u>	山梨
九三四			九三三			九三	九三			九三	別表第十中	ඉ			県
四 型 型 型 型 で中府県 環新道玉道 状山線穂甲	側部道道区路	 梨へ中 環新道		側部道道区路	「梨へ中原 は環新道」 「状山線和		線き野県 る原道 のあ上		線き る の の		-1-		号〇E 線六i 六:		公報
) 間南) 間南									ま先一らへ、「中宮二郎		第
の一先(山忠木材北側交差点)中巨摩郡玉穂町成島一六六番地	点)に、神明川二の橋西側交差の四先(神明川二の橋西側交差中巨摩郡玉穂町成島七五二番地		気が、 一 先 (神明川二の橋西側交差中 中戸摩郡玉穂町成島七五二番地中戸摩郡玉穂町成島七五二番地の一 先 (神明川一の橋西側交差点)		リーも、申月川一の中巨摩郡玉穂町成島	点) 三番地先(棡原中学校西側交差 北都留郡上野原町棡原六、四四		() () () () () ()	三番也も、岡京中学交互則で島北都留郡上野原町棡原六、四四			まで(一〇メートル)、二五四十二、二十八十二十八十二十八十二十八十二十八十十二十八十十十十十十十十十十十十	I	第千三百三十八号	
側一交流			橋西側交通		村 已 () 3.3	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	校原大側外		村田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	交所 一				章 5 ———————————————————————————————————	平成十四年十一月二十五日
			=			=				=			へ東 ^国 終か同 日られ 西	車 5 生 丁	十一月
府南甲			府南 甲			南甲	原上			野			府區	有	一 五
告示第七一号		芒才穿 七 一 云·	高 月二五日 平成一四年一 ー		告示第 第七 一 号	平成一四年一	告示第六一号 第六一号		宣示- 第十 六一号	平成一四年一〇			告一 ³ 告一月,第二一 第二日 七一日 号	平 戊 - - -	日
									_			L	5		
		ΙĘ				っを				7	إز				
	五一				$\overline{\bigcirc}$				$\overline{\bigcirc}$	別表第十四中	に改める。		四		
				かそも	四					一一四	3		九 三 五		
	中府県 宣玉道 泉穂甲			19追梁∕ 区路環新 51亩状山	中府県 道玉道 線穂甲				中府県 道玉道 線穂甲	甲		側部		側部道	
- 上戶改自の	0自由		ま央均	地成らう	·····································		ま発先	` = = :				道道	区路環新道玉道 閩南状山線穂甲 	道区路)間南	
(田中公則方東側に対して、日本の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の	E \摩 \二郡		のシー両プタ	- 一 巨 / 一 巨 / 一 巨 / 一 一 一 一 一 一 一	/先三府 / (四市 西七西		ポセンター 西側) ポセンター 西側)	三府プクロウス	四市西土西				交地中 差の巨 点一摩 ホー株郡-		
則地穂~と# 方の町かの道 東一乙ら丁』]八玉 道九穂 上番町		側父(差) 点額	、一部游 医六玉部 惠二穂)	でである。		側	番天流 地津部 の町)	ト留ト 条地条 立の町				点一摩)先郡 (玉		
側先黒中字成 —————	艾地成		— Ч ———	中番町カ	ν μ——) 開		体——				高穂 橋町		
	八				<u>_</u>				Ξ				(高橋地区公会堂南側玉穂町極楽寺三二二番		
	九〇				=				0				会三		
	ナ原車			。) 除,	け原車 ん付両			。)を)除	ナ原車 ん付両				用 側番 ———————————————————————————————————		
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	が付両			ζ.	引・へ			ζ :	引•~				_		
	五〇				五〇				五〇				府南 甲		
	府南 甲				府南 甲				府南 甲				古月平 示二成 第五一		六〇
二告日号示第三	日年平 八成			一告 号点	二年平 五一成 5日—— 5日——			四告 号 <u>汞</u>	日年平七成月二 日本成月二				告月二五日 中一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一		
月 <u> </u>	月一 九三	Ĺ		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5 月四			三 三	八四		L		亏 —		

山 梨 県 公 報 第千三百三十八号 平成十四年十一月二十五日

	_					1		Ē		C			<u>っ</u> を ┌	
1		ó –	Ó	_	5	Ŏ	Ŏ		一〇、五〇八	に改める。		五一、		
1		五二二	五	<u> </u>	ī	五〇九	五〇八		五〇八			五 中府県 道玉道	-	
3								線町				道玉道 線穂甲		
		農道	農 道	号一町 線〇道 六三	5 号- は 線C よ カ	-町 線町 0道 石 大三 月] 叫] 道 }新	石] 型] 道 新		点中七郡			側交差点)
	广然	先中	点方先中 南約へ巨	字差番中 路点地目		ウ中 - 巨 - 西	記北 O都	・五	i北)都		まで東京 会 は まで東 まで東 まで 東 り で 東 り で ま り の 一 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	ン 工 五 学 三郡 ら 団 番 玉		点 ま
	デー テ	先(神明川一の5中巨摩郡玉穂町1	点南側・北進車三方約一六〇メート 先(神明川一のほ	字路交差点南側・北進車両)差点南側東方約五〇メートル丁番地の一先(玉穂中央ランプ交番中国産業を開発している。	で 一	アード、医恵中でランプ中巨摩郡玉穂町成島八九・西進車両) ・西進車両)	留地郡	・西進車両)・西進車両)	部	Î	両側先黒「 側交へ七	中地地穂三南先町中		までの両
	X	川玉 一穂 の町	進メー穂車ーの町	思東元3 南方へ穏 側約玉町	☆ 煦約1 息 ・五額 J 南○中	ュエ 凹げ 想穂)~ 中町 」	·丘 ·野 :原		·野 - - - - - 原		左田八	学文 个中 二		<u>——</u>
<u>,</u>	ト ル +	の橋西側交差点西町成島七七三番地	一両ト 一大 一大 一大 一大 一大 一大 一大 一大 一大 一大 一大 一大 一大	・五穂が出る 北〇中島	┆ 進メダ 鳥 車 ラ - 両 ト ン	そ成 里 ラ島 原 ノハ 村	予町 見上 金野	野原	那 乳上 部			、三四〇		
-	字路	交七	-字交差 字差 交差 差 素 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表	車「ラートン」			育原 近一、	i ii i	源 [一		° <u>-</u>		-	
-	差						デー 有 到 —	(F)			₎ を 除く	け原車 ん付両 引・		
		南 甲 府	南 甲 府	幸 甲 府	9 3 1	南 甲 府	上 野 原		上 野 原			五 万 〇	1	
	一				· · 告月 · 示二			告月	 平 元			府南	-	
	第七	平成一四年	告月二五 第二五 第七 一日	告示第二十二	告示第二日	平成一二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	<u>-</u> 四四	告示第十二	;;;; 			第二年平 第二年平		
	뒫	÷ – -	号 一 一	号 - -	- - 号 -	+ - - -	-	号	-		₩.	告二年平 示五一成 第日一一 七 月四		
						·								
				_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
	Q	Ç		Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	
	五五五	五匹	五言	五三	<u>五</u> 二	五〇	五九	五八	五七	五 一 六	五一五五	五一四	五三	<u>.</u> -
	町	 町 道	- 囲	 町 道	八農	八農	八農	八農	線楯町	線楯町	線楯町 乙道	線楯町	農道	
	道高			煌	号道線六	号道線六	号道線六	겼쁜						<u>.</u>
	里		F 14 1					号道線六	乙道 黒中	之道 黒中	黒中			+_
	季	路地中 交の巨 差一磨	i I 北の巨	点地中 南の巨 側一摩					点の中	点の中	黒中	点の中南一巨	点方先中南約(巨側)	北側
	摩郡玉	交の巨 差一摩 点先郡	i I 北の巨	点南側・北海中巨摩郡玉		差の中 点一巨 南先摩		側の中 ・一巨 北先摩 谁へ郡	点の中 北四巨 側先摩 ・ 和	点南側・北神 ・北神 ・北神	黒 の二先(神) 中巨摩郡玉	点南 側・北神玉	点方先中南約(巨側)	5 (
	中巨摩郡玉穂町極	交の巨 差点 点 点 間 内 種	[北の巨摩 一根の三種 一根の三種 一番の一種	側・北進車 両一先(今井野郡 玉穂町極	交差点北側・南地の一先(高橋中巨摩郡玉穂町	差点南側・北進車の一先 (高橋地区 中巨摩郡玉穂町成	北側・南進車両) 地の二先(山忠木中巨摩郡玉穂町極	側・北進車両 の一先 (山忠 中巨摩郡玉穂	点北側・南進 の四先(神明 中巨摩郡玉穂	点南側・北進車 の一先 (神明川 中巨摩郡玉穂町	黒 点北側・南進車 中 中巨摩郡玉穂町	点南側・北進車 の一先 (神明川 中巨摩郡玉穂町	点南側・北 病約一六〇川二 中巨摩郡 中三 中田 中田 中田 中田 中田 田田 田田 田田 田田	・ 開 ・ 南 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	摩郡玉穂町極楽寺	交差点南側・北進の一先(内田洋蘭巨摩郡玉穂町極楽	「一番」 ・一年(今井哲夫 ・一年(今井哲夫 ・一年(本本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日	側・北進車 両一先(今井野郡 玉穂町極	交差点北側・南地の一先(高橋中巨摩郡玉穂町	差点南側・北進車の一先 (高橋地区 中巨摩郡玉穂町成	北側・南進車両)中巨摩郡玉穂町極楽寺	側・北進車両) 中巨摩郡玉穂町成島一中巨摩郡玉穂町成島一	点北側・南進車両)の四先(神明川二の橋中巨摩郡玉穂町成島七	点南側・北進車両)の一先 (神明川二の橋中巨摩郡玉穂町成島七	黒の二先(神明川一の橋中一中巨摩郡玉穂町成島一	点南側・北進車両)の一先(神明川一の橋中巨摩郡玉穂町成島七	点南側・北進車両) 「 京約一六〇メートル下 (神明川二の橋西側中巨摩郡玉穂町成島十	側・南進車両)
	極楽寺	交差点南側・北進車両)の一先 (内田洋蘭方南側丁巨摩郡玉穂町極楽寺二匹ハ		側・北進車両) 一先(今井哲夫方北側 摩郡玉穂町極楽寺二八	交差点北側・南進車両)地の一先(高橋地区公会堂南中巨摩郡玉穂町極楽寺三二二	差点南側・北進車両)の一先(高橋地区公会堂南側中巨摩郡玉穂町成島一六五番	北側・南進車両) 地の二先 (山忠木材北側交差中巨摩郡玉穂町極楽寺三四六	側・北進車両) 側・北進車両)中巨摩郡玉穂町成島一六六番	点北側・南進車両) の四先 (神明川二の橋西側中巨摩郡玉穂町成島七五二	点南側・北進車両)の一先 (神明川二の橋西側中巨摩郡玉穂町成島七五二	黒の二先(神明川一の橋西側中 中巨摩郡玉穂町成島一三四	点南側・北進車両)の一先(神明川一の橋西側中巨摩郡玉穂町成島七四六	点南側・北進車両) 方約一六〇メートル丁字路交 た(神明川二の橋西側交差点 中巨摩郡玉穂町成島七七七番	側・南進車両)
	極楽寺一二二番	交差点南側・北進車両)の一先(内田洋蘭方南側丁字)に摩郡玉穂町極楽寺二匹八番)		側・北進車両) 一先(今井哲夫方北側交差 摩郡玉穂町極楽寺二八九番	交差点北側・南進車両)地の一先(高橋地区公会堂南側中巨摩郡玉穂町極楽寺三二二番	差点南側・北進車両)の一先 (高橋地区公会堂南側交中巨摩郡玉穂町成島一六五番地	北側・南進車両) 北側・南進車両) 中巨摩郡玉穂町極楽寺三四六番 南	側・北進車両) の一先(山忠木材北側交差点南中巨摩郡玉穂町成島一六六番地	点北側・南進車両) の四先 (神明川二の橋西側交差中巨摩郡玉穂町成島七五二番地	点南側・北進車両)の一先 (神明川二の橋西側交差中巨摩郡玉穂町成島七五二番地)	点北側・南進車両) 点北側・南進車両) 中 中巨摩郡玉穂町成島一三四番地 南	点南側・北進車両) の一先 (神明川一の橋西側交差中巨摩郡玉穂町成島七四六番地	点南側・北進車両) 方約一六〇メートル丁字路交差 方の一六〇メートル丁字路交差 の橋西側交差点西中巨摩郡玉穂町成島七七七番地	側・南進車両)
	極楽寺	交差点南側・北進車両)の一先(内田洋蘭方南側丁字「厚郡玉穂町極楽寺二匹八番」南甲府	「「「「「「」」」」」 「」 「」」 「」	側・北進車両)	交差点北側・南進車両) 地の一先 (高橋地区公会堂南側中巨摩郡玉穂町極楽寺三二二番 南甲府	差点南側・北進車両) の一先 (高橋地区公会堂南側交中巨摩郡玉穂町成島一六五番地 南甲府	北側・南進車両)地の二先(山忠木材北側交差点中巨摩郡玉穂町極楽寺三四六番南甲府	側・北進車両) の一先(山忠木材北側交差点南中巨摩郡玉穂町成島一六六番地 南甲府	点北側・南進車両) の四先 (神明川二の橋西側交差 中巨摩郡玉穂町成島七五二番地 南甲府	点南側・北進車両) の一先 (神明川二の橋西側交差 中巨摩郡玉穂町成島七五二番地 南甲府	点北側・南進車両) 黒 の二先(神明川ーの橋西側交差 中 中巨摩郡玉穂町成島一三四番地 南甲府	点南側・北進車両) の一先 (神明川一の橋西側交差 中巨摩郡玉穂町成島七四六番地 南甲府	点南側・北進車両) 方約一六〇メートル丁字路交差 方約一六〇メートル丁字路交差 ・神明川二の橋西側交差点西中巨摩郡玉穂町成島七七七番地 南甲府	側・南進車両)
Z-	極楽寺一二二番	交差点南側・北進車両) 告示の一先(内田洋蘭方南側丁字 月二月二日摩郡玉穂町極楽寺二匹八番 南甲府 平成	「日本のでは、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、	側・北進車両) 告示	交差点北側・南進車両) 告示地の一先(高橋地区公会堂南側 月二中巨摩郡玉穂町極楽寺三二二番 南甲府 平成	差点南側・北進車両) 告示の一先(高橋地区公会堂南側交 月二中巨摩郡玉穂町成島一六五番地 南甲府 平成	北側・南進車両) 告示地の二先(山忠木材北側交差点 月二中巨摩郡玉穂町極楽寺三四六番 南甲府 平成	側・北進車両) 告示の一先(山忠木材北側交差点南 月二中巨摩郡玉穂町成島一六六番地 南甲府 平成	点北側・南進車両) 告示の四先(神明川二の橋西側交差 月二中巨摩郡玉穂町成島七五二番地 南甲府 平成	点南側・北進車両) 告示の一先 (神明川二の橋西側交差 月二中巨摩郡玉穂町成島七五二番地 南甲府 平成	点北側・南進車両) 告示	点南側・北進車両) 告示の一先(神明川一の橋西側交差 月二中巨摩郡玉穂町成島七四六番地 南甲府 平成	点南側・北進車両) ニュー (神明川二の橋西側交差点西 一年) 日二 月二 年 日 年 日 年 日 早 日 早 日 摩郡玉穂町成島七七七番地 南甲府 平成	側・南進車両)
	極楽寺一二二番 南甲府 平成一	交差点南側・北進車両 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一	Table 1975年 1975	側・北進車両) 告示第七一年(今井哲夫方北側交差 月二五日摩郡玉穂町極楽寺二八九番 南甲府 平成一四年	交差点北側・南進車両) 告示第七一地の一先 (高橋地区公会堂南側 月二五日中巨摩郡玉穂町極楽寺三二二番 南甲府 平成一四年	差点南側・北進車両) 告示第七一の一先(高橋地区公会堂南側交 月二五日中巨摩郡玉穂町成島一六五番地 南甲府 平成一四年	北側・南進車両) 告示第七一地の二先(山忠木材北側交差点 月二五日中巨摩郡玉穂町極楽寺三四六番 南甲府 平成一四年	側・北進車両) 告示第七一の一先(山忠木材北側交差点南 月二五日中巨摩郡玉穂町成島一六六番地 南甲府 平成一四年	点北側・南進車両) 告示第七一の四先(神明川二の橋西側交差 月二五日中巨摩郡玉穂町成島七五二番地 南甲府 平成一四年	点南側・北進車両) 告示第七一の一先(神明川二の橋西側交差 月二五日中巨摩郡玉穂町成島七五二番地 南甲府 平成一四年	点北側・南進車両)	点南側・北進車両) 告示第七一の一先(神明川一の橋西側交差 月二五日中巨摩郡玉穂町成島七四六番地 南甲府 平成一四年	「京南側・北進車両)」「京約一六〇メートル丁字路交差」「告示第七一方約一六〇メートル丁字路交差」「月二五日先(神明川二の橋西側交差点西」「月二五日中巨摩郡玉穂町成島七七七番地」南甲府「平成一四年	側・南進車両)
	極楽寺 番 南甲府 平	交差点南側・北進車両 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一		側・北進車両) 告示第七十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	交差点北側・南進車両) 告示地の一先(高橋地区公会堂南側 月二中巨摩郡玉穂町極楽寺三二二番 南甲府 平成	差点南側・北進車両) の一先 (高橋地区公会堂南側交中巨摩郡玉穂町成島一六五番地 南甲府	北側・南進車両)地の二先(山忠木材北側交差点中巨摩郡玉穂町極楽寺三四六番南甲府	側・北進車両) 告示第七の一先(山忠木材北側交差点南 月二五日中巨摩郡玉穂町成島一六六番地 南甲府 平成一四	点北側・南進車両) の四先 (神明川二の橋西側交差 中巨摩郡玉穂町成島七五二番地 南甲府	点南側・北進車両) 告示の一先 (神明川二の橋西側交差 月二中巨摩郡玉穂町成島七五二番地 南甲府 平成	点北側・南進車両) 告示第 の二先(神明川一の橋西側交差 月二五中 中巨摩郡玉穂町成島一三四番地 南甲府 平成一	点南側・北進車両) 告示第七の一先(神明川一の橋西側交差 月二五日中巨摩郡玉穂町成島七四六番地 南甲府 平成一四	点南側・北進車両) ニュー (神明川二の橋西側交差点西 一年) 日二 月二 年 日 年 日 年 日 早 日 早 日 摩郡玉穂町成島七七七番地 南甲府 平成	側・南進車両)

	<u> </u>										7
	っを 			7 別表第-に改める。	_	_	_	_	_		- <u> </u>
	_		_	別表第十七中	Q	Q	Q	Q	Q		ļ
	六二		六	七中中	五三〇	五九	五八	五七	五六		{
ジ部道梨(中原 区路環新道3 間南状山線和			線府県 玉道 穂甲		号〇町線六道六三	号〇町線六道 六三	号〇町線七道	号〇町 線七道	市道	線橋 大 津	_ = =
の一摩流条の一 一、郡部)体元 一、二、郡の一 一、一、一、一、一、一 一、一、一、一、一 一、一、一、一、一 一、一、一、一、一 一、一、一 一、一、一 一、一 一、一 一、一 一、一 一、一 一、一 一、一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		・ までの両側側 ・ は、			・南西進車両) 番地の一二先 (宮沢中巨摩郡玉穂町中梅	・西進車両) 番地の一八先(宮沢中巨摩郡玉穂町中楯	車両)番地先(伊藤孝夫方南側・中巨摩郡玉穂町中楯一、一	東進車両) 東進車両) 中巨摩郡玉穂町	センター東側・南進東二先(山梨県中小企業甲府市大津町二、一	一両) 地の一先 (鳴子橋西側・	
	車両		車両		が晴美方西側 一、二七○	、 清美方 北側 加一、 二五七	関・東進	は藤孝夫方北側・コ五七	(車両) 三(三)	・南進車	
	終日		— — — — — — — — — — — — — — — — — — —		南甲府	南 甲 府	南 甲 府	南甲府	南 甲 府		- ! - - -
	所南 甲 F平 -成 -一 月四		新告三平 四、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一		告示第七一 月二五日 七一 号	告示第七一号 平成一四年一	告示第七一号 平成一四年一	告示第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	告示第七一号 平成一四年一	告示第七一号 号二五日	Ī
		[c	<u> </u>]	_ っを				, [É		-
— 四 八	!			一、 二 六				- 二 六	,		
中府県 道玉道 線穂甲	中府! 道玉 線穂	見 見 一 中 甲 甲		七 ————— 中府県	_			七	_		
巨(中) 摩国巨 郡母摩 玉丁郡	へ則町丁地 一方乙字の 、東黒路三 八側七交先	ー 中 三 奪 郡	点公地町)則の乙	道玉道線穂甲 原 地先中中 で 一 「ら地先中中	-	の側へに両交田・	 六郡点とi 七玉〜の	中府玉穂 成田 番番 成中 日本	_	 ン央 まラ	
巨摩郡玉穂町乙黒七六七番地の一(国母工業団地南交差点)から中中巨摩郡玉穂町中楯七五三番地先中上摩郡玉穂町中楯七五三番地先	(一、八九〇メートル)則方東側交差点)までの両側歩道町乙黒七六七番地の一先(田中公丁字路交差点)から中巨摩郡玉穂地の三先(町道上成島中楯線との地の三先(町道上成島中楯線との	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ま方・黒で側での一貫を変えて、一貫を変えて、一貫を変えている。	「ら地先代 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		側差中沿の一大大学の一大学の一大学の一大学の一大学の一大学の一大学の一大学の一大学の一大	へいている。 できない できない かいこう かい アン・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・	成の一摩 島三、郡 中先二、郡 暦(町九町)までの両側 央ランプ交差点	
七点五番が悪	の先巨中高の先巨中高の一中高の一中高の一中高の一中高の一中高の一中高の一中高の一中高の一中高の一			- ,							
	関田部級が 歩中玉とが 道公穂の	九 番 ———————————————————————————————————		三四〇				八九〇			
南 甲 府		南 甲 		車両	_			車両	-		
告五平 示日 京第 四 七 一 号 一		_		終日				終日	-		
七 四 年 号 一	告示第三三号	三 		府南 甲	_			府南 甲	_		7
号 — 	亏.	(1) 月 九		一告二年平 号示五一成 第日一一 七 月四			i 号	告日年平 示 八成 第 月一 三 九三			

		-
山梨県公報	に改める。	
第千三百三十八号)の両側歩道(二、三四〇メートルの両側歩道(二、三四〇メートル先(田中公則方東側交差点)まで
平成十四年十一月二十五日		
六三三		

発行者	山梨県
山梨県	県 公 報
宗 甲府市丸の内一丁目六番一号	第千三百三十八号
]目六番一号	平成十四年十一月二十五日
印刷所 ㈱サンニチ印刷	十五日
刷 甲府市北口二丁目六番	
	د
	六四